

## 別記様式第 1 号

### 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり参加表明書及び技術提案書の提出を招請します。

令和 8 年 5 月 1 8 日

群馬県

契約担当者 群馬県知事 山本 一太

#### 1 業務概要

- (1) 業務名 群馬県住生活基本計画 2 0 2 6 策定業務委託
- (2) 業務内容 住生活基本法（平成 1 8 年法律第 6 1 号）第 1 7 条に基づく県計画の策定
- (3) 履行期限 令和 9 年 3 月 2 6 日

#### 2 参加資格

参加表明書及び技術提案書の提出者は、次に掲げる条件を満たしていること。

- (1) 都市及び地方計画部門の建設コンサルタント登録を受けていること。
- (2) 参加表明書及び技術提案書を提出する者は、下記に示す「同種又は類似業務」について、平成 2 8 年 4 月 1 日以降に完了した業務において、1 件以上の実績を有すること。

|  |
|--|
| 同種業務：国土交通省策定の住生活基本計画（全国計画）、都道府県及び政令市策定の住生活基本計画（住宅マスタープラン）策定業務（策定検討業務を含む）                 |
| 類似業務：都道府県策定の都市計画区域マスタープラン、耐震改修促進計画及び公営住宅長寿命化計画並びに市町村策定の住生活基本計画（住宅マスタープラン）策定業務（策定検討業務を含む） |

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 群馬県財務規則第 170 条第 2 項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (5) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 群馬県の令和 8・9 年度建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿に建築関係建設コンサルタント業務として掲載されていること。  
なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者については、手続開始決定後、資格の再認定を受けている者であること。
- (7) この手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 再委託を行う場合は、その内容が業務の主たる部分を占めるものでないこと。

### 3 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、手持ち業務の状況
- (2) 特定テーマに対する課題認識の的確性、提案内容の妥当性、情報収集・分析手法の妥当性、実現可能性等

### 4 手続等

#### (1) 担当部局

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県県土整備部住宅政策課住宅政策係

電話：027-898-2886

FAX：027-221-4171

電子メール：juusei@pref.gunma.lg.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所、方法

交付期間：令和8年5月18日（月）から令和8年6月5日（金）まで

（土日・祝日を除く毎日、午前9時から12時まで及び午後1時から4時まで）

交付場所：(1)に同じ

（説明書及び様式については、群馬県ホームページ及び群馬電子入札情報公開システムからダウンロードできる。）

交付方法：説明書は、無料配布とする

#### (3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和8年6月8日（月）午後4時

提出場所：(1)に同じ

提出方法：1部を持参又は郵送（書留郵便に限る。）、若しくは電送又は電子メール（着信を確認すること。）によること。持参する場合は、土日・祝日を除く毎日、午前9時から12時まで及び午後1時から4時まで。また、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

- ・使用可能なソフトは「Microsoft Word」とする。
- ・ファイル総数は7メガバイト以内とすること。
- ・プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。
- ・圧縮ファイルの形式は「LZH」とする。

### 5 その他

- (1) 契約保証金 納付すること。ただし、群馬県財務規則に定めるところにより、利付き国債の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### (2) 契約書作成の要否 要

- (3) 当該業務に直接関連する他の業務について、当該業務の受託者と随意契約を締結

する予定の有無 無

(4) 詳細は説明書による。